

令和2年11月26日

新温泉町新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る新温泉町対応方針

新温泉町では、令和2年2月21日に新型コロナウイルス感染症連絡会議を開催して以降、2月28日には新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置、3月2日には対策本部に改組し、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、感染防止や社会経済活動を含めた住民生活を支援するための取り組みを実施してきた。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生動向等に注視しながら、感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と社会経済活動の回復を目指す必要があることから、本町として以下の措置を実施する。

I 区域 新温泉町全域

II 期間

- ・緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～

III 措置

- 第1 新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策及び経済対策等は、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づいて実施する。
- 第2 町独自の感染防止対策及び経済対策等は、町ホームページの「新型コロナウイルス関連情報」に記載の取り組みを実施する。

(参考) 町ホームページ「新型コロナウイルス関連情報」

https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/page/index.php?mode=detail&page_id=b9f2b500666a92ae9707422f0f9d9cc6